第五条（見出しを含む。）中「第五条第四項第四号」を「第五条第四項第二号」に改め、同条を第三条とする。

第六条（見出しを含む。）中「第五条第四項第四号」を「第五条第四項第二号」に改め、同条を第四条とし、同条の次に次の二条を加える。

（法第五条第四項第三号イの内閣府令で定める事業）

第五条　法第五条第四項第三号イの内閣府令で定める事業は、地域における特定政策課題の解決に資する事業であって、次に掲げるものとする。

一　地域住民の交通手段の確保のために行う事業

二　地域住民の健康の保持増進に資する事業

三　地域における子育て支援及び地域住民に対する生活支援に関する事業

四　地域における循環型社会の形成に資するエネルギーの利用、リサイクルの推進その他の地域に存在する資源の有効活用を図る事業

五　地域において使用されていない施設を活用して地域住民の生活の利便性の向上又は地域における雇用機会の創出に資する事業

六　その他内閣総理大臣が地域における特定政策課題の解決に資すると認める事業

（法第五条第四項第三号ロの内閣府令で定める事業等）

第六条　法第五条第四項第三号ロの内閣府令で定める事業は、地域における特定政策課題の解決に資する事業であって、次に掲げるものとする。

一　次に掲げる事業であって地方公共団体、地域再生推進法人又は次項に規定する公共的団体により行われるもの

イ　地域住民の生活の利便性の向上に資する施設の整備に関する事業

ロ　福祉サービスの提供に関する事業

ハ　イ及びロに掲げるもののほか、地域における特定政策課題の解決に資する事業

二　次に掲げる事業であって株式会社により行われるもの

イ　地域住民の移動のための交通手段の確保又は地域住民の生活に関する需要に応じて行う商品の販売若しくは役務の提供等の社会福祉の増進に関する事業

ロ　再生可能エネルギー源の利用又はリサイクルの推進等を通じた環境の保全に関する事業

2　法第五条第四項第三号ロの内閣府令で定める者は、公共的団体（地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第五条第五号に掲げる公共的団体をいう。）とする。

第十条の見出しを「（法第十四条第一項の内閣府令で定める要件）」に改め、同条本文中「第二十条第一項」を「第十四条第一項」に改め、同条第一号中「第五条各号」を「第三条各号」に改める。

第十一条の見出しを「（法第十四条第三項の内閣府令で定める償還方法）」に改め、同条中「第二十条第三項」を「第十四条第三項（法第十五条第二項において準用する場合を含む。）」に改める。

第十二条の見出しを「（法第十四条第五項の内閣府令で定める期間）」に改め、同条第一項中「第二十条第五項」を「第十四条第五項（法第十五条第二項において準用する場合を含む。）」に改める。

第十三条第一項中「第二十条第一項」を「第十四条第一項」に、「以下」を「次項及び次条において」に、「同条第五項」を「法第十四条第五項」に改める。

第十四条第一項中「第二十条第一項」を「第十四条第一項」に、「及び第五項から第七項まで」を「、第五項及び第六項」に改め、同条第二項中「第二十条第一項」を「第十四条第一項又は法第十五条第一項」に改め、同条第六項中「第二十条第七項」を「第十四条第七項」に改め、同条第七項を削り、同条の次に次の七条を加える。

（法第十五条第一項の内閣府令で定める要件）

第十五条　法第十五条第一項の内閣府令で定める要件は、次に掲げるものとする。

一　第五条各号に掲げる事業に対する貸付実績があること又は地域再生の取組を推進しているものとして次に掲げる事項のいずれかに該当するものであること。

イ　認定地域再生計画の区域に係る地域経済や地域社会について調査及び分析を実施し、その結果を公表していること。

ロ　地域再生を推進するため、地方公共団体が組織した協議会、研究会又はこれらに準ずる組織（当該指定に係る認定地域再生計画に係る地域再生協議会を除く。）に参画した実績を有すること。

ハ　その他地域再生の取組を推進していると認められること。

二　人的構成に照らして、法第五条第四項第三号イに規定する事業に必要な資金を貸し付ける事業を適正かつ確実に遂行することができる知識及び経験を有すること。

三　法第五条第四項第三号イに規定する事業に必要な資金を貸し付ける事業を安定して行うために必要な経理的基礎を有すること。

（特定地域再生支援利子補給金の支給）

第十六条　指定金融機関（法第十五条第一項に規定する指定金融機関をいう。次項及び次条において同じ。）は、法第十五条第一項に規定する利子補給金（法第十五条第二項において準用する法第十四条第五項の規定により地域再生支援利子補給金（法第十五条第一項に規定する利子補給金をいう。以下同じ。）の支給を受けようとするときは、単位期間終了後十日以内に、別記様式第五による申請書に、次に掲げる書類を添えて、これらを内閣総理大臣に提出しなければならない。

一　当該特定地域再生支援利子補給金に係る貸付契約書の写し及びこれに係る償還年次表

二　前号の貸付契約書に係る償還が当該貸付契約書で定める貸付条件どおりに行われていることを証する書類

三　その他内閣総理大臣が必要と認める書類

2　内閣総理大臣は、前項の規定により提出された申請書及び添付された書類が適正であると認める場合においては、予算の範囲内で、特定地域再生支援利子補給金を当該申請書を提出した指定金融機関に支給するものとする。

（指定金融機関の指定の申請手続等）

第十七条　法第十五条第一項の指定（第三項、第五項及び第六項において単に「指定」という。）を受けようとする金融機関は、別記様式第六による申請書に、次に掲げる書類を添えて、これらを内閣総理大臣に提出しなければならない。

一　定款及び登記事項証明書

二　申請の日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表及び損益計算書

三　第十五条各号に掲げる要件に適合することを証する書類

四　前各号に掲げるもののほか、その他参考となる事項を記載した書類

2　前項第一号及び第二号に掲げる書類について、既に他の認定地域再生計画に係る法第十四条第一項又は法第十五条第一項の指定申請手続において提出している場合であって、その記載事項に変更がないときは、申請書にその旨を記載して当該書類の添付を省略することができる。

3　内閣総理大臣は、第一項の申請書がその事務所に到達してから二十日以内に、当該申請に対する指定に関する処分をするよう努めるものとする。

4　前項に規定する期間には、次に掲げる期間を含まないものとする。

一　当該申請を補正するために要する期間

二　当該申請をした者が当該申請の内容を変更するために要する期間

三　当該申請をした者が当該申請に係る審査に必要と認められる資料を追加するために要する期間

5　内閣総理大臣は、指定金融機関が次の各号のいずれかに該当するときは、指定を取り消すことができるものとする。

一　不正の手段により指定を受けたことが判明したとき。

二　前号に掲げるもののほか、指定金融機関が法第五条第四項第三号イに規定する事業に必要な資金を貸し付ける事業の適正な実施を行うことができなくなったと認めるとき。

三　当該申請をした者が当該申請に係る審査に必要と認められる資料を追加するために要する期間

6　内閣総理大臣は、法第十五条第二項において準用する法第十四条第七項の規定により指定を取り消したときは、その旨及びその理由を当該取消処分を受けたものに対して書面で通知するものとする。